

大阪・関西万博における催事企画・運営等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 案件名称

大阪・関西万博における催事運営等業務

2 業務内容に関する事項

- (1) 業務目的・業務内容
別紙「大阪・関西万博における催事運営等業務 仕様書」のとおり
- (2) 契約期間
契約締結日～令和8年3月31日
- (3) 契約金額の上限
金50,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 費用負担
受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

- (1) 契約の方法
神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容等に虚偽の内容があった場合は契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除することがある。
- (2) 委託料の支払い
業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。
- (3) 契約書案
別紙「頭書及び委託契約約款」のとおり
- (4) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に、受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 応募登録関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による応募の場合は、次の条件を全て満たしていること。

- ① 代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。
- ② 共同企業体の構成員は、業務委託について当該共同企業体が負担する債務の履行に際し、連帯して責任を負うこと。
- ③ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

5 スケジュール

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 応募書類等の配布： | 令和7年2月18日(火曜) |
| (2) 応募登録申込及び質問受付締切： | 令和7年3月6日(木曜) 17時30分 |
| (3) 質問に対する回答： | 令和7年3月13日(木曜)(予定) |
| (4) 企画提案書の提出期限： | 令和7年3月21日(金曜) 17時30分 |
| (5) 選定結果通知： | 令和7年3月下旬予定 |
| (6) 契約締結： | 令和7年4月1日(火曜)(予定) |

6 応募書類等の配布

- (1) 配布期間 令和7年2月18日(火曜)～令和7年3月6日(木曜)
- (2) 配布場所 神戸市ホームページにて掲載
- (3) 配布書類 ①公募型プロポーザル実施要領(本書)
②委託仕様書
③各種様式(様式1号～10号)
④委託契約書 頭書案
⑤委託契約約款

7 応募手続き等に関する事項

- (1) 応募登録申込書等の提出
 - ① 提出期限 令和7年3月6日(木曜) 17時30分
 - ② 提出書類 応募登録申込書(様式1号)及び応募資格確認書(様式2号)
※共同企業体の場合は、共同企業体を代表する者が提出すること。
 - ③ 提出先 Eメールにより「11 問い合わせ先」まで提出
※メールの件名は「大阪・関西万博における催事等運営業務に関する応募登録手続き」とすること。
- (2) 質問の受付
 - ① 受付期限 令和7年3月6日(木曜) 17時30分
 - ② 提出方法 質問表(様式3号)に記載の上、Eメールにより「11 問い合わせ先」のEメールアドレス宛てに提出すること
※件名は「大阪・関西万博における催事運営等業務に関する質問について」とすること
 - ③ 回答方法 応募者全員に対し、令和7年3月13日(木曜)までにEメールにより回答予定。なお、受付期間外の提出及び適正な手続きによらない照会(口頭、電話等)には回答しない。
- (3) 企画提案書提出書等の提出
 - ① 提出期限 令和7年3月21日(金曜) 17時30分
 - ② 提出書類 ア 企画提案書提出書(様式4号)
イ 企画提案書(参考様式5号、様式自由)
仕様書の記載内容に沿って、以下の項目は必ず提案内容に盛り込むこと。

○企画内容の更なる具現化

- ・各ゾーンにおけるコンテンツ内容、出展企業・出演者、効果的な展示・演出（会場内装飾含む）等について、催事コンセプトを十分に理解したうえで、本市催事の企画内容をより具現化し、万博での催事であることを踏まえた神戸らしい創意工夫をもった提案を示すこと。
- ・各ゾーンが独立したものではなく、全体が調和した統一された空間となるような提案を行うとともに、各ゾーンのパースイメージも提示すること。

○スケジュール

- ・提案内容を確実に履行できるよう、催事開催までの間における各関係者との調整や、コンテンツの制作期間等について、実現可能なスケジュールを提案すること。

○効果的な広報

- ・本催事に足を運んでもらう観点から、効果的な広報について提案すること。

○本業務の実施体制

- ・資機材の確保、会場の設営撤去や開催期間中の運営など、他の実績も含めた確実な実施体制を提示すること。

ウ 見積書（様式自由）

※見積り金額は、上記２（３）契約上限額で示した金額の範囲内で、提示すること。

エ 業務実績調書（様式６号）

オ 業務実施体制表（様式７号）

カ 共同企業体結成届出書（様式８号）※共同企業体の場合のみ

キ 共同企業体結成同意書（様式９号）※共同企業体の場合のみ

ク 法人・団体概要がわかる資料（様式自由）

ケ 法人・団体等の本店、支店の所在地がわかる資料（様式自由）

コ その他補足資料（任意、様式自由）

③ 提出先 Eメールにより「11 問い合わせ先」まで提出

（４）提出時の注意事項について

すべての応募関係書類送付後、必ず到着確認の電話をすること。なお提出期限後の提出は一切受け付けない。

8 選定に関する事項

（１）選定方法

ア 選定委員会にて、下記（２）の評価基準に従って企画提案書を審査し、その結果を踏まえて本市にて選定する。各委員 100 点満点で評価を行い、委員の評価点の合計 500 点満点のうち最も高い評価を得た事業者を受託候補者とする。ただし、250 点未満の事業者は受託候補者に選定しない。

イ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「業務に関する提案内容」、次いで「実施体制」の項目の合計評価点が最も高い事業者を受託候補者とする。

ウ 提出書類に関し、必要に応じてヒアリング（電話またはメールによる、市役所への来庁は不要）を実施する場合があるので、対応すること。

（２）評価基準

次に示す観点から総合的に公平かつ客観的な審査を行う。

評価項目			点数
1	提案内容	本催事のコンセプトを十分に理解し、神戸の魅力を万博で発信できる創意工夫が取り入れられた独自性のある提案となっているか	40点
2	実現可能性・実施体制	催事実施に向けて、提案内容を確実に履行できるスケジュールが提示され、多数の関係者との調整や事前準備をおこなえる実施体制が構築されているか。また、本業務を実施する上での経験・実績が示されているか。	40点
3	地域性	提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか (本店10点、支店等5点)	10点
4	見積金額	(全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格) × 10点 (小数点以下切捨て)	10点
合計			100点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった者。
- ⑥ 見積書に記載の見積金額が本要領に定める契約上限額を超過しているとき。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

- ① 選定結果は、企画提案書の提出者全員に対して、文書で通知する。評価の結果は、採用可否および合計評価点のみの通知とし、その他の評価・審査の内容については通知しない。
- ② また、本市ホームページにも選定結果、選定した事業者名と評価点、他の応募者の評価点を掲示する。

9 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 応募申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル応募は無効とする。
- (6) 企画提案書の提出後に、提案審査会への応募を辞退する場合は、速やかに「応募辞退届（様式10号）」を「11 問い合わせ先」までEメールにて提出すること。
- (7) 本調達に係る令和6年度神戸市一般会計補正予算が成立しない場合は、この募集に基づく契約は締結しないことがあるものとする。

11 問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館12階
神戸市企画調整局調整課（調整担当） 山田・大宮
電話番号：078-322-5058 FAX：078-322-0323
E-mail: gaikaku_chousei@city.kobe.lg.jp